

令和8(2026)年度

柏崎市

克雪すまいづくり



支援
事業



雪下ろしに困らない住宅への改修費用を補助します

「克雪住宅」とは

屋根の雪下ろしが必要な住宅のことです。屋根に勾配を付けて自然に落雪させる「落雪式」や融雪装置を付けて屋根雪を溶かす「融雪式」などがあります。

「命綱固定アンカー」とは

屋根の雪下ろしを安全に行うためには命綱の使用が必須です。その命綱を住宅に固定するための設備が「命綱固定アンカー」です。

柏崎市 都市整備部 建築住宅課

電話 0257 - 21 - 2291【直通】

FAX 0257 - 23 - 5116【直通】

Mail kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp



01. 克雪住宅補助

About 克雪住宅とは

克雪住宅とは人力での屋根の雪下ろしが不要な住宅のことです。克雪住宅には「落雪式」や「融雪式」などいくつかの種類があります。

01. 落雪式（高床式）

屋根雪を、人力によらずに自然に滑り落ちるように落下させる屋根構造の住宅。雪処理は敷地内で行うことができます。

02. 融雪式

電気・ガス・灯油などを用いた熱源により屋根融雪ができる融雪構造の住宅

03. 耐雪式

2m（山間部は3m）以上の積雪荷重に対し安全であることを構造計算などで確認でき、かつ、雪庇対策を講じた住宅
積雪荷重：1cmごとに1㎡につき30N（ニュートン）

04. その他

落雪した雪を消雪パイプまたは融雪池を設置してボイラーなどで加熱した温水で溶かす装置を有する住宅

補助対象工事

01. 雪下ろしをしている住宅を、克雪住宅に改修する工事

02. 克雪住宅を新築する工事（建売克雪住宅の購入も対象）

補助金額【補助上限額】

補助金額には補助できる上限額があります。上限額は次のとおり克雪住宅の「種類」と「世帯区分」によって異なります。

種類	世帯区分が「要援護世帯」の場合
落雪式 耐雪式 その他	▶最大 44万円 計算式：補助対象工事費×0.264×2/3
	世帯区分が「要援護世帯以外」の場合
	▶最大 33万円 計算式：補助対象工事費×0.264×1/2
種類	世帯区分が「要援護世帯」の場合
融雪式	▶最大 55万円 計算式：補助対象工事費×0.264×5/6
	世帯区分が「要援護世帯以外」の場合
	▶最大 44万円 計算式：補助対象工事費×0.264×2/3

補助金額の算出方法▶克雪住宅の種類と世帯区分ごとにある「計算式」で算出します。1,000円未満の端数は切り捨てです。

補助要件

次の01～05の全ての要件を満たす必要があります。

01. 市内に住所があること。

または住所を有することが確定していること。

02. 市税に未納が無いこと。

03. 住宅が「指定地区内」にあり、申請者が自ら住む、または所有する一戸建ての住宅であること。（併用住宅も可）

04. 新築、増築、改築、改良（リフォーム）をして克雪住宅にする。または宅地建物取引免許業者が販売する新築の建売克雪住宅を買うこと。

05. 克雪住宅の種類に応じた基準に合わせること。

要援護世帯の要件

要援護世帯にはいくつかの種類があります。要件は次のとおりです。

01. 「高齢者世帯」に該当する要件

- ▶世帯全員が満65歳以上の世帯（一人暮らしを含む。）
- ▶満65歳以上の高齢者と満18歳以下の児童のみの世帯
補足：いずれも、介護保険法に定める要介護認定、要支援認定該当者については、満60歳以上とします。

02. 「身体障がい者世帯」に該当する要件

- ▶世帯主が身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級～6級までのいずれかの級別に該当する世帯

03. 「精神・知的障がい者世帯」に該当する要件

- ▶世帯主が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害等級が1級～3級までに該当する世帯
- ▶世帯主が知的障害と判定されている者で、都道府県知事が発行する療育手帳または知的障害者判定機関の判定書を持っている世帯

04. 「ひとり親世帯」に該当する要件

- ▶世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で、現に児童を扶養している世帯
- ▶世帯主が父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外が満18歳以下の児童である世帯

05. 「その他の世帯」に該当する要件

- ▶以上4つのいずれかの世帯区分にも属さない世帯で、条件が複合していると市長が認める世帯

「補助対象工事費」とは

克雪住宅に整備する工事費のうち、次の工事費が「補助対象工事費」です。克雪住宅の種類、工事内容によって補助対象となる工事が異なります。

なお、補助対象工事費の上限額は250万円です。

落雪式・高床式の場合

補助対象工事費は、次の01～07の工事費の合計です。

01. 既存の一般住宅の屋根を、落雪式へ改良する工事費
02. 滑雪能力のある屋根材（ステンレス鋼板やフッ素樹脂鋼板など）での施工により、一般的な屋根材より増える工事費
03. 屋根勾配差による小屋組、足場の設置・撤去などにより増える工事費（一般住宅の屋根勾配は1.5/10とする）
04. 雪割りの設置費用
05. 高床式住宅とするため、一般住宅よりも増える基礎工事費
06. 落雪が敷地外に飛び出すのを防ぐフェンスや壁の設置等の費用
07. 落雪した雪を消雪パイプ、または融雪池を設置して、ボイラーなどで加熱した温水で溶かす装置の工事費

融雪式の場合

補助対象工事費は、次のいずれかの工事費です。

01. 屋根融雪装置（構造）のために要する全体工事費
02. 一般住宅より増える建築工事費 ※1

耐雪式の場合

補助対象工事費は、次の工事費です。

01. 一般住宅より増える建築工事費 ※1

※1 建築工事費の算出が困難な場合は対象住宅の床面積に応じ「要綱別表第3」に定める額を当該費用とします。

補足：「一般住宅」とは雪下ろしが必要な住宅のことです。「一般的な屋根材」とはガルバリウム鋼板のことです。

02. 命綱固定アンカー設置補助



屋根の雪下ろしを安全に行うためには命綱の使用が必須です。
その命綱を住宅に固定するための設備が「命綱固定アンカー」です。

補助対象工事

住宅の屋根に「命綱固定アンカー」を設置する工事

補助金額

最大 **10** 万円

補助金額は「補助対象工事費」の1/2

補足：「補助対象工事費」とは、命綱固定アンカーの設置に係る工事費のことで、上限20万円です。

補助対象工事費を1/2にした後の1,000円未満の端数は切り捨て。

補助要件

補助を受けるためには

次の01～03の全ての要件を満たす必要があります。

01. 市内に住所があること。または住所を有することが確定していること。
02. 市税に未納が無いこと。
03. 命綱固定アンカーを設置する住宅は「指定地区内」にあり

申請者が自ら住む、または所有する住宅であること。 「指定地区」については4ページをご確認ください。

! 補助対象にできない工事の例

- ・克雪住宅など、既に屋根の雪下ろしの安全対策の措置が講じられている住宅への設置は補助対象にできません。
- ・原則、屋根全面に対して、命綱固定アンカーの設置が必要です。屋根全体が安全にならない工事は補助対象にできませんが、屋根の一部が既に落雪式になっているなど、その部分を安全対策済みとする場合は、その旨を図面に記入し、申請時にその箇所の写真を提出することで補助対象になります。

▶ 命綱固定アンカーに既製品はありません。

住宅の屋根の形に合わせて設置する必要があります。

▶ アンカーには複数の種類があるので、施工事業者（工務店など）と相談し屋根形状、使い勝手、費用、外観などから総合的に選んでください。



県のガイドブック
【PDF】



申請の流れ・必要書類

克雪住宅
命綱固定アンカー
共通の内容です

申請から振込までの流れ

- 01.相談** はじめに建築住宅課に事前相談をしてください。
【相談は、電話・市役所4階建築住宅課の窓口などで】
- 02.申請** 「補助金交付申請書」を提出してください。
【提出書類：下の「はじめに提出する書類」のとおり】 **▶申請の締切日**
R8.11.30（月）
- 03.通知** 市で申請内容を確認した後に「交付決定通知書」を申請者へ郵送します。
- 04.着工** 交付決定通知書の受け取り後に工事をはじめてください。
- 05.報告** 工事完了後に「完了実績報告書」を提出してください。
【提出書類：下の「完了実績報告で提出する書類」のとおり】 **▶報告の締切日**
R9.2.26（金）
- 06.振込** 口座に補助金を振り込みます。
【振込は、完了実績報告書を提出してから約1か月かかります】

はじめに提出する書類

- 01. 補助金交付申請書**
 - 02. 市税納税証明書※1**
 - 03. 着手前写真**
▶住宅の全景で2方向（面）以上
 - 04. 設計図書**
▶詳しくは下の「必要な設計図書一覧」を参照
 - 05. 工事費見積書※2**
▶内訳明細含む。施工事業者の社印があるもの。
 - 06. 要援護世帯であることを示すもの**
- 左の01～05を提出してください。
要援護世帯の場合は06も提出してください。
なお、必要に応じて別途資料の提出を追加
をお願いすることがあります。
- ※1 市内にお住まいの方は、補助金交付申請書の裏面にて同意をすると提出不要になります。
同意しない場合は、市役所1階税務課または高柳町事務所にて取得してください。
オンライン申請でも取得できます。
市外にお住まいの方は、お住まいの市町村等で納税証明書を取得してください。
- ※2 新築の場合は一般的な屋根材料（ガルバリウム鋼板）と、滑雪材料による屋根工事費の差額、普通基礎と高床基礎との差額が分かるもの。

必要な 設計図書一覧

工事内容によって必要な図面、記入内容が変わるのでご相談ください

▶落雪式（高床式）の場合

- 住宅の配置図
→落雪した雪が敷地内で処理できることを明記
- 各階平面図
→縮尺は1:100程度。
床面積を明記
- 立面図、または屋根伏図
→屋根勾配・屋根材質を明記

▶融雪式の場合

- 各階平面図
→床面積を明記
- 立面図、または屋根伏図
→屋根の勾配・屋根の材質を明記
- 融雪設備図、融雪工事範囲と、ボイラー等の設置位置がわかる図面
→01・02の図面に記載しても可

▶耐雪式の場合

- 各階平面図 →床面積を明記
- 立面図
- 構造計算書のコピー
→表紙と、積雪荷重の入力が確認できる部分
- 確認済証のコピー

▶建売購入者の場合

- 建売住宅適格認定通知書のコピー
- 購入事業計画書

▶命綱固定アンカーの場合

- 命綱固定アンカー図（立面図など）

完了実績報告で提出する書類

克雪住宅に改修した方
または
命綱固定アンカーを設置した方

- 01. 完了実績報告書**
- 02. 工事請負契約書の写し（コピー）**
- 03. 克雪化に要した工事費内訳書**
- 04. 領収書の写し（コピー）** ▶社印があるものをお願いします
- 05. 工事写真** ▶着手前・工事中・完了後が必要で

建売住宅※3を購入した方

- 01. 完了実績報告書**
- 02. 建物の登記簿謄本**

※3 克雪すまいづくり支援事業
建売住宅適格認定を受けた建売住宅のことです。

指定地区図

この指定地区の図に
地区名が掲載されている地区での工事が
補助対象になります



質疑集【Q & A】

克雪住宅
命綱固定アンカー
共通の内容です

補助対象・申請手続きに関すること

Q 併用住宅は対象になりますか？

A 延べ面積の1/2以上が住宅であれば対象になります。

Q 他の補助金との併用はできますか？ (市の「住まい快適リフォーム事業」など)

A 同じ工事内容（屋根の工事等）については併用できませんが、補助対象となる工事が異なる場合は、併用できます。

Q 補助を二度に分けて申請できますか？

A 1つの住宅に二度の申請はできません。
申請額が限度額に満たない場合でも一度の申請に限ります。

Q すでに行った工事は対象になりますか？

A 対象になりません。
工事着手する前に申請し交付決定後に工事着手できるように事前にご準備ください。

Q 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

A 提出期限は令和9(2027)年2月26日です。
工事の完了後、速やかに提出してください。

Q これから柏崎市内に転居する予定ですが、 申請は可能ですか？

A 柏崎市内に転居することが確定している方（転居後に住民票を異動する）は補助対象になり申請できます。
詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。

Q 要綱別表第3はどのような内容ですか？

A 内容は次になります。

5㎡未満	0円	70～75㎡	1,371,000円
5～10㎡	98,000円	75～80㎡	1,469,000円
10～15㎡	196,000円	80～85㎡	1,568,000円
15～20㎡	294,000円	85～90㎡	1,666,000円
20～25㎡	391,000円	90～95㎡	1,763,000円
25～30㎡	490,000円	95～100㎡	1,862,000円
30～35㎡	589,000円	100～105㎡	1,959,000円
35～40㎡	686,000円	105～110㎡	2,057,000円
40～45㎡	791,000円	110～115㎡	2,155,000円
45～50㎡	881,000円	115～120㎡	2,253,000円
50～55㎡	979,000円	120～125㎡	2,351,000円
55～60㎡	1,078,000円	125～130㎡	2,448,000円
60～65㎡	1,174,000円	130㎡以上	2,500,000円
65～70㎡	1,274,000円		

工事内容に関すること

Q 改良工事で、雪下ろし式の本屋根を落雪式に 改修しますが、下屋根は工事しません。 本屋根の工事は補助の対象になりますか？

A 下屋根がすでに克雪化されているなどで雪下ろしが不要であり、本屋根も克雪化（落雪式等）することで、住宅全体が克雪住宅になれば本屋根の工事は補助の対象になります。

Q 改良工事により、雪下ろし式の屋根から落雪式にする場合、どこまでが補助の対象になりますか？

A 瓦屋根や、かやぶき屋根等で雪下ろし式である場合は、滑雪能力のある素材で葺き替え、落雪式にする工事であれば屋根工事費全体が補助の対象になります。

Q すでに落雪式になっている屋根を葺き替える 工事は、補助対象になりますか？

A すでに克雪化されている住宅はこの補助の対象にできません。市の住まい快適リフォーム事業が補助対象になるかご相談ください。（担当は建築住宅課です）

Q 落雪式屋根はどのくらいの勾配をいいますか？

A 概ね2寸勾配以上としますが、積雪状況によっては4寸勾配以上が望ましいです。

Q 新築工事で落雪式住宅とする場合の補助対象 工事費はどこまでが対象ですか？

A 「一般住宅（非克雪住宅）」と「落雪式住宅」との屋根工事費の差額になります。
一般住宅の基準は、屋根勾配は1寸5分勾配、屋根材は「塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板（ガルバリウム鋼板）」です。
一般住宅に比べて落雪式にするために必要な足場工事や軸組工事の工事費が補助対象になりますので、差額がわかるように見積書に記載してください。

Q 落雪式にした場合で、落ちた雪が隣家の敷地に 落ちてしまう場合は対象になりますか？

A 原則、落雪式の屋根から落ちた雪は自己の敷地内で処理できることが補助の条件です。なお、隣地に落とさないように、フェンス等を設置する工事も補助対象になります。まずは、市役所建築住宅課にご相談ください。

Q 屋根の克雪化と併せて外壁改修をする場合、 足場はどこまでが対象になりますか？

A 外壁改修工事に必要な足場工事費は対象になりません。屋根の克雪化と併せて外壁を全面改修する場合、見積りを明確に分けてください。